平成２９年（フ）第３１２号
大分市富士見が丘東１丁目18番３号
債務者　衞藤　英樹
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３７９号
愛知県刈谷市大正町２丁目213番地　大正ハウス501号、前住所愛知県刈谷市新栄町１丁目27番地　メゾンビス201号
債務者　菊地まある
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８５号
愛知県岡崎市中島町字高畑176番地
債務者　丹野　理冴
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
高知市円行寺234番地１
債務者　矢野　佳奈
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８６号
高知市大津乙1008番地８　コープ大津Ｉ－402
債務者　和田　一美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８８号
高知市横浜新町４丁目2113番地
債務者　片岡真由美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８５号
福岡県築上郡吉富町大字広津1121番地11
債務者　上田　松代
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１８１６号
札幌市北区新川４条９丁目２番21号　サンシャロース101号
債務者　吉田　文子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８２６号
札幌市豊平区月寒西１条３丁目４番４－201号
債務者　佐藤　雅人
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０９号
北海道江別市大麻ひかり町34番地の16　ロワ・ヴィラージュ102号
債務者　新井ひろみ
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４号
釧路市新富町４番17号　旧村上別館、申立前の住所釧路市中園町２番13号　ドナルドハウス中園
債務者　山根　敏雄
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１４７号
北海道帯広市東１条南20丁目17番地
債務者　七海　美佳
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
北海道帯広市西24条南１丁目４－33　鳴瀬秀一方、住民票上の住所北海道帯広市東１条南７丁目５番地　ウイング７－405号
債務者　坂口由加利（旧姓鳴瀬）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
群馬県前橋市山王町１丁目10番地26
債務者　黛　　達宣
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
群馬県沼田市薄根町3564番地４
債務者　中川　裕斗
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
群馬県館林市近藤町178番地の148　ふるさとホーム館林第弐
債務者　杉山　　穣
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１４２号
群馬県館林市大島町508番地の２
債務者　佐山　　裕
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部